

《福祉企画課》

1 社会福祉一般について

高齢者、障害者等、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに生き生きとした生活ができる地域社会を築くため、広く地域住民の参加を求めて地域の福祉推進のため諸事業を展開する。

(1) 民生委員・(主任)児童委員

【根拠法令：民生委員法】

中部民生児童委員協議会と連携し、委員のための研修会を実施するとともに県及び町民生児童委員協議会との連絡調整等を行う。

ア 研修会

(ア) 全員研修会

管内の民生委員・児童委員の資質向上を図るため、全員を対象として年1回開催する。

(イ) 会長・副会長社会福祉施設等視察研修

管内の各民児協会長、副会長が社会福祉施設等を視察し、社会福祉への理解を深める。

イ 町民児協の活動状況の把握

管内の各町民児協の活動状況及び活動にあたっての問題の把握に努める。

ウ 情報交換会

相互理解と連携、協働と互助を図ることを目的として、管内の各民児協会長と主任児童委員との情報交換会を開催する。

(2) 社会福祉法人(設立認可等)

【根拠法令：社会福祉法】

社会福祉法に規定された第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の実施について、新たに社会福祉法人の設立を要する場合、本庁所管課と連絡を取りながら事前相談、事前協議書の作成、法人設立、事業変更に伴う定款変更等の相談・指導を行う。また、社会福祉法人のうち社会福祉協議会については、毎年度事業実施や決算状況の報告(現況報告書)を受け、経営状況の把握に努める。

(3) 日本赤十字社活動

【根拠法令：日本赤十字社法】

日本赤十字社鳥取県支部中部地区の事務局として、管内分区の社資募集の督励及び罹災者に対する見舞品の贈呈を行う。

ア 社資募集

日赤社資募集は、毎年度、町村分区の協力により完納され、目標額を上回る成績を上げており、平成18年度も目標達成を目指す。

イ 小災害罹災者に対する見舞品の贈呈

災害救助法の適用基準に達しない場合は、日赤独自の施策として「小災害罹災者に対する見舞品の贈呈内規」に基づき、小災害罹災者に対して世帯構成に応じ毛布及びタオルセット、日用品セット、鍋並びに中部地区独自の見舞品として電気ポットを贈呈して激励する。

(4) 社会福祉施設等の指導監査

社会福祉サービスの利用者の利益の保護を目的とし、施設の設備規模、福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情への対応、その他施設運営について必要とされる最低の基準を確保するため、県本庁及び局内関係各係（共管業務）と連携して施設等の指導監査を行う。

ア 市町社会福祉協議会（法人監査）

【根拠法：社会福祉法】

〔監査実施割合〕管内の各市町社協：1年に1回実施 〔管内の社協数〕5

イ 児童福祉行政指導監査

【根拠法令：児童福祉法】

〔監査実施割合〕

〔管内の施設数〕

管内の各保育所(園)：3年に1回実施

保育所(園) 市部：25 郡部：31

〃 児童館：2年に1回実施

児童館 郡部：7

児童福祉実施機関(市町)：1年に1回実施

児童福祉実施機関：各市町

ウ 障害者(児)施設指導監査

【根拠法令：社会福祉法、知的・身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

〔監査実施割合〕

〔管内の施設・事業者数〕

知的・身体障害者(児)施設：2年に1回

知的・身体：16(知的9、身体5、障害児2)

精神障害者社会復帰施設：2年に1回

精神：5

指定居宅支援事業者(所)：3年に1回

指定事業者：42

(5) 介護保険について

【根拠法令：介護保険法】

平成18年4月1日施行改正介護保険法、平成17年度に策定された第3期介護保険事業支援計画(18年度～20年度)に基づき、高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら生活できるよう、介護保険法の基本理念である「自立支援」を踏まえ「介護サービスの体制の確保と質の向上」に向けて、保険者である市町をはじめ介護保険事業者及び関係機関と連携を密にし、取り組みを図る。

(1) 市町村及び鳥取中部ふるさと広域連合への支援

区 分	支援内容及び方法等	備考
介護保険担当国会議の開催	<p>介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険担当者連絡会議を開催する。</p> <p>会議は、市町、鳥取中部ふるさと広域連合及び当局の介護保険担当者で構成し、制度運営上の問題点及び課題の解決に向けた検討や情報交換を行なう。</p> <p>特に、第 3 期事業計画の進捗状況及びサービスの質の向上を図るための勉強会を行なう。</p>	随時
市町介護保険事業計画及び老人保険福祉計画に係る推進組織への参画	市町からの求めに応じ、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進委員会等へ参画し、計画推進に関する支援を行なう。	随時
個別支援の実施	必要に応じて市町へ出かけ、実地に個別、具体的な支援を行なう。	随時

(2) 介護サービス事業者の指定等

ア 概 要

介護サービスを提供する指定事業者の確保について、引き続き新規参入事業者の指定申請及び変更届等の受付を行うとともに、介護サービスの適正な給付を確保するため、鳥取県国民健康保険団体連合会及び県本庁と連携して事業者に対し必要な助言・指導を行う。

また、介護サービス事業者の適正な運営体制及び介護サービスの質の確保を図るため、県本庁と連携して介護サービス事業者への指導監査を実施する。

イ 介護サービス事業者の指定状況

(平成18年3月31日現在)

居宅サービス	H17年度末 現 在	施設サービス	H17年度末 現 在
訪問介護（ホームヘルプサービス）	23	介護老人福祉施設	6
訪問入浴介護	9	介護老人保健施設	8
訪問看護	42	介護療養型医療施設	5
訪問リハビリテーション	21		
居宅療養管理指導	109		
通所介護	28		
通所リハビリテーション（デイケア）	13		
短期入所生活介護（ショートステイ）	7		
短期入所療養介護（ショートステイ）	11		
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	20		
特定施設入所者生活介護	0		
福祉用具貸与事業	12		
居宅介護支援事業	41		

(3) 鳥取県介護保険審査会

ア 概要

市町が行った要介護認定に関する処分についての不服申立の審理・裁決を行うため、第三者機関として鳥取県介護保険審査会（中部合議体）を当局内に設置している。

イ 不服申立の手続き

要介護認定に不服があるときは、申請書により当局へ審査請求の申立を行う。

なお、保険料滞納に関する処分など要介護認定に関するもの以外の不服申立については、県本庁に設置されている介護保険審査会で処理する。

ウ 審査請求状況

平成17年度受理件数：2件

(4) 介護保険に係る苦情処理

介護保険に関するあらゆる苦情や相談を受け付け、市町、鳥取県国民健康保険団体連合会、鳥取中部ふるさと広域連合等の関係機関と連携して対応する。

2 福祉のまちづくりについて

【根拠法令：鳥取県福祉のまちづくり条例】

本県では、高齢者、障害者、妊産婦等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、だれもが自らの意思で行動でき、社会参加できるまちづくりを進めるために、「鳥取県福祉のまちづくり条例」を平成8年10月に制定し、その推進を図っている。

中部管内の適合証交付件数は、62件である（平成18年3月31日現在）。

3 統計調査

国の委託による社会福祉及び保健の各種統計調査等を実施し、管内の社会福祉及び保健行政推進の基礎資料とする。

調査名	実施予定時期	調査内容等
人口動態統計調査	毎月	出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握する。
衛生行政報告例	4月	管内における衛生行政の実態を数量的に把握する。
地域保健事業報告 老人保健事業報告	5月	管内における地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握する。
国民生活基礎調査 (世帯票) (所得票)	6月1日 7月13日	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする。

調 査 名	実施予定時期	調 査 内 容 等
社会福祉施設等調査 (3年に一回の精密調査)	10月1日	精密調査実施年に当たるため、社会福祉施設等の数、在所者の状況等の基本事項に加え、施設の構造、設備、運営の実態等を詳細に把握する。
第2回 中高年者縦断調査	11月上旬	健康・就業・社会活動について意識面、事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性を把握する。
第5回 21世紀成年者縦断調査	11月上旬	結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を把握する。
医師・歯科医師・薬剤師調査	12月31日	医師、歯科医師及び薬剤師について、業務の種別・従事場所・登録年・性・年齢等による分布を明らかにする。